

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	10 件
厚生年金関係	11 件

第1 委員会の結論

申立人の平成 16 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 16 年 10 月

私は、平成 16 年 10 月に社会保険事務所（当時）で国民年金の任意加入
手続を行い、65 歳になるまで国民年金保険料を納付した。

納付した時期及び納付した金融機関等は、はっきりとは覚えていないが、
一連で綴られている納付書の中の平成 16 年 10 月分だけが納付漏れとなる
はずはなく、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、1 か月と短期間であるとともに、申立人は、厚生年金保険の
被保険者資格を喪失した昭和 61 年 12 月 1 日に国民年金の被保険者資格を再
取得したときから 60 歳到達により被保険者資格を喪失した平成 16 年*月*
日までの期間、及び同年 10 月 1 日に国民年金に任意加入し 65 歳到達により
資格を喪失した 21 年*月*日までの期間のうち、申立期間を除く国民年金の
加入期間については、国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立人は、任意加入期間のうち平成 18 年 5 月分からの保険料の納付
については、口座振替に切り替え、口座振替による前納も利用するなど、申
立人の任意加入期間当時における納付意識は高かったことがうかがわれる。

さらに、申立人は年金の受取額を多くするため任意加入したとし、社会保
険事務所から送付されてきた国民年金の納付書は、一連の綴り（平成 16 年
10 月から 17 年 3 月までの保険料を一括して納付するための前納用納付書及
び 16 年 10 月から 17 年 3 月までの各月ごとの納付書）となっており、当該納
付書を金融機関に持参し、窓口で納付したと申し立てていることから、申立
期間だけ未納となっているのは不自然である。

加えて、申立人が納付したとする保険料額は申立期間当時の保険料額とお

おむね一致している上、社会保険事務所が平成16年10月15日に納付書を発送したことが確認できることから、申立人が申立期間の保険料を納付したとしている時期（平成16年11月初旬）に不自然さはないほか、申立期間直後の同年11月及び同年12月分の保険料については、同年12月17日に納付されたことがオンライン記録上確認出来るため、送付されてきた納付書で、納付期限が先に来るものから随時納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて還付されていないものと認められることから、還付について記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年2月から同年6月まで

私は、昭和58年2月に就職したが、事業所から、すぐに厚生年金保険に加入させることができないため、しばらく国民年金保険料を納付しておくように言われたので、申立期間の保険料を集金組織で納付した。その後、58年5月に、事業所から、同年2月にさかのぼって厚生年金保険に加入させると言われたことから、A町役場（現在は、B市）に出向いて保険料の還付手続きをしようとしたが、担当者からそのままにしておくように言われたので、手続きはしていない。

保険料の還付を受けた記憶がないにもかかわらず、申立期間が還付済みとなっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和58年1月から同年3月までの期間及び同年4月から同年6月までの期間の付加保険料を含む国民年金保険料を納付したことを示す領収書を所持している。

また、申立期間のうち、昭和58年4月から同年6月までの期間については、上記の領収書により金融機関で同年6月25日に納付されたことが確認できるが、市町村の国民年金被保険者名簿には、国民年金保険料の納付を示す記載が無く、「キャンプ」の記載があるのみで、還付金額及び還付年月日の記載が無い上、市町村役場は、還付決定や還付金の支払いを市町村役場で行ったのかは不明であるとしており、申立人の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

一方、申立期間のうち、昭和58年2月及び同年3月の期間については、申

立人の特殊台帳に還付期間、還付金額及び還付決定日が具体的に記載されており、この記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 4 月から同年 6 月までの付加保険料を含む国民年金保険料について、還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B事業所に係る被保険者記録は、資格取得日が平成12年9月28日とされているところ、同日から同年10月2日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立事業所における資格取得日を同年9月28日とし、申立期間の標準報酬月額を59万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年9月28日から同年10月2日まで

私は、平成7年1月にA社に就職し、9年9月16日からはA社B事業所に勤務している。B事業所に異動した当初、給与はA社から支給されていたが、12年9月分の給与からB事業所で支給されることになり、厚生年金保険被保険者資格もB事業所で取得する手続をした。

しかし、事務担当者がB事業所に係る被保険者資格の取得日を誤って平成12年10月2日と届け出たために、同年9月が未加入期間となっているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB事業所に係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が平成12年9月28日とされ、現在まで継続しているが、当該被保険者期間のうち、同年9月28日から同年10月2日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない被保険者期間と記録されている。

しかしながら、B事業所が保管する職員名簿及び申立人に係るタイムカー

ド等により、申立人は、申立期間においてB事業所に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のB事業所における平成12年10月のオンライン記録から59万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の被保険者資格取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出したことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成12年9月の厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和43年3月29日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年3月29日から同年4月8日まで

私の夫(故人)は、A社C支店で勤務していたが、昭和43年春に同社B支店に転勤となった。

同社C支店での厚生年金保険の資格喪失日が昭和43年3月29日で、同社B支店での資格取得日が同年4月8日となっており、被保険者期間に1か月の空白期間が生じているので、訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店から提出された回答書及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間においてA社B支店に正社員として勤務し(同社C支店から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、A社C支店は不明としているものの、同社B支店の同僚は「私は昭和43年4月4日か4月3日でA社B支店に赴任した。その時点で申立人は同支店にいた。」としていることから、昭和43年3月29日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和43年4月の記録から、3万円とす

ることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、厚生年金保険の資格取得及び喪失を証明する書類は現存していないため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立人に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和25年7月24日から31年9月21日まで
② 昭和31年10月2日から34年1月30日まで

私が、昭和25年7月24日から31年9月21日まで勤務したA社B事業所及び31年10月2日から34年1月30日まで勤務したC社D事業所での厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金を受給したことになっているが、私は脱退手当金を受給した覚えは全く無い。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前にある被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人がこれを失念するとは考え難い上、申立人の同僚調査から、事業所において事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえるものの、申立人については、未請求の被保険者期間及び申立期間①に係る被保険者期間は同一の被保険者記号番号で管理されていることから、代理請求においても、支給されていない期間が存在することは事務処理上不自然である。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、脱退手当金が支給された記録となっているC社D事業所における厚生年金保険被保険者台帳記号番号が、未請求の被保険者期間の同記号番号に、時期は不明であるものの重複取消がなされていることが確認できることから、支給日以前に同処理が行われていたとすると、未請求の期間が漏れることは不自然である上、支給日以後に同処理が行われたとすると、支給された期間と未請求の期間の番号を同一の番号として処理することも不自然であることから、事務

処理上、不自然な記録管理となっている。

さらに、申立人は脱退手当金が支給決定されたこととされている日から間もなくして別の事業所に再就職し、厚生年金保険の被保険者となっていることを踏まえると、その直前に脱退手当金を請求するというのは不自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月1日から同年6月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を36年2月1日に、資格喪失日に係る記録を同年6月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、同年2月から同年4月までは1万2,000円、同年5月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年5月から37年3月まで

私は、約2年から3年の間、A社で、鉄道会社の電化に伴う基礎工事として、線路脇にポールを立てる仕事をしていました。同社における申立期間当時の身分証明書と現場責任者であった「B氏」の名刺を所持しており、この名刺の裏に書いた給与明細によれば、厚生年金保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立事業所の身分証明書の発行日が昭和36年2月1日と記載されていることから、申立人は、申立期間のうち、少なくとも同日以降は申立事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した申立事業所の現場責任者「B氏」の名刺の裏に記載された給与明細によれば、4月分は「基本給等の合計1万2,940円」及び「厚生年金315円」、5月分は「基本給等の合計1万8,160円」及び「厚生年金315円」の記載が認められるところ、申立期間の中で4月及び5月が連続するのは、申立事業所が適用事業所となった昭和35年6月13日以降では、36年のみであることを踏まえると、当該記載内容は、同年4月及び5月の給与明細書を書き写したものと考えられるとともに、厚生年金保険料額315円

は、標準報酬月額1万8,000円に見合う保険料額と一致している。

さらに、同僚は、「社員は全員、厚生年金保険に加入しており、私もいやいや保険料を控除されていた。」としており、申立人も社員となったことが確認できる昭和36年2月1日以降は、保険料を控除されていたと考えても不自然ではない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和36年2月から同年5月までの保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人が提示した名刺の裏に記載されている報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、昭和36年2月から同年4月までは1万2,000円、同年5月は1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所は事業を廃止しており、事業主に確認することはできないが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の健康保険番号に欠番が見当たらないことから、申立人の記録が失われたことは考えられない上、被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても社会保険事務所（当時）が申立人に係る記録の処理を誤ることは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への被保険者資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和36年2月から同年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間のうち、昭和34年5月から36年1月までの期間及び同年6月から37年3月までの期間については、申立人が記憶する前記の現場責任者は申立人のことを記憶しておらず、申立人の具体的な勤務実態を確認することができない。

また、申立人は「正社員だったが、会社から健康保険証をもらった記憶は無い。」としている上、申立事業所は、昭和35年6月13日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、34年5月から35年5月までは厚生年金保険に加入することはできない。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和34年5月から36年1月までの期間及び同年6月から37年3月まで期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は所持して

おらず、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和34年5月から36年1月までの期間及び同年6月から37年3月まで期間については、申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から8年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から8年7月まで

私は、申立期間当時は生活が苦しく、国民年金保険料を納付できなかったが、平成8年8月にA社に就職し、約1年後の9年6月に満額の賞与が支給された。このため、さかのぼって保険料を納付しようと思い、B市C区役所で手続を行い、毎月納付できる納付書の綴りを受け取り、9年7月か8月ごろに、給与振込口座のD銀行E支店で10万円以上を引き出し、同年8月に、納付可能であった申立期間の保険料の15万円ぐらいを金融機関で一括して振り込んだことを記憶している。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成9年7月又は8月ごろにD銀行E支店の自身の口座から10万円以上を引き出し、同年8月に申立期間の保険料として15万円ぐらいを一括して納付したと申し立てているところ、D銀行E支店における申立人の取引口座の要払性預金取引明細書を確認したが、申立人が同年8月時点で納付可能であった期間の保険料額を引き出したとする同年7月及び同年8月には、10万円以上の出金は無く、同年6月25日に20万円の出金は確認できるものの、申立人は同年6月の出金については金額及び使途に記憶は無いとしている。

また、B市の申立人の国民年金被保険者名簿には申立期間に係る保険料について過年度納付の記録は無い上、同市C区役所では、申立期間当時の過年度保険料に係る納付書は、4枚複写式の一括納付書であり、申立人が記憶する毎月納付できる綴りの納付書ではなかったとしている。

さらに、オンライン記録により、申立人に対し平成9年6月9日に納付書が

作成されていることが確認でき、この時点では、申立期間の保険料は納付可能であったものの、10年6月9日に改めて納付書が作成されていることが確認できることから、当該時点においても、申立期間の保険料が納付されていなかったことがうかがわれる。なお、当該時点では、申立期間のうち、7年8月から8年5月までの保険料は時効により納付できないことから、この期間の納付書は作成されていなかったものと考えられる。

加えて、申立人が国民年金保険料をさかのぼって納付したとする平成9年8月は、基礎年金番号導入後であり、行政側の記録管理に記録漏れ及び誤りが生ずる可能性は低く、申立人が銀行で納付した記録が漏れることは考え難い。

このほかに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から平成5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和57年4月から平成5年3月まで

私は、昭和59年6月又は同年7月ごろに国民年金の加入手続をA市役所で行い、その際に納付可能な期間の保険料を約3年分（金額は、25万円程度）納付書で納付した。その後の保険料については、口座振替で納付したと思うので、申立期間が未納期間とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市役所において昭和59年6月又は同年7月ごろに国民年金の加入手続を行ったとしているが、申立人に係る戸籍の附票により、申立人が申立期間当時の住所地とするA市B町に住所を定めた日は、平成元年7月1日であることが確認できることから、申立人が加入手続を行ったとする時期には同市に住民票を移していないため、同市において加入手続を行うことはできない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期は、平成元年7月又は同年8月ごろと推定され、当該時点では、申立期間の一部の保険料は時効により納付できない。

さらに、申立人は、A市役所において国民年金に加入後の保険料を口座振替により納付していたとしているところ、申立人が口座振替により国民年金保険料を納付していたとするC銀行の申立人に係る昭和63年4月26日から平成5年8月16日までの預金取引明細表を見ると、国民健康保険料を口座振替により納付していた記録は確認できるが、国民年金保険料を口座振替により納付していた記録は確認できない。

加えて、申立人は、A市役所において国民年金の加入手続を行った際に、納付可能な期間の保険料を約3年分まとめて納付書により納付したとしているところ、同市は、申立期間当時は社会保険事務所（当時）に代わって過年度納

付書を作成する業務は行っていなかったとしており、申立人の主張と相違する上、オンライン記録により、申請免除であった期間を含む平成5年4月から7年10月までの2年7か月分の保険料を、7年10月30日に一括で納付していることが確認でき、申立人の主張する約3年分の保険料の納付に係る記憶はこのときのものとするのが自然である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年10月から平成2年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和60年10月から平成2年3月まで

私は、A社を退職した昭和60年10月ごろにB市役所で国民年金の加入手続を行い、自宅に毎月集金に来ていた市役所の職員に、国民年金保険料と年金手帳を渡し、手帳に検認印を押してもらっていた。

母子家庭で生活が苦しかったので、遅れながらもなんとか期限内に保険料を納付していたところ、同市職員から免除申請を勧められたため、初めて免除制度があることを知り、申立期間後の平成2年度の保険料については免除の申請手続を行ってもらった。

申立期間に一度も保険料を納付しなかったことは無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、毎月集金に来たB市の職員に納付し、年金手帳に押印してもらっていたとしているが、同市では、現年度保険料の未納者に対し、市職員が直接訪問して保険料を収納していたことはあるものの、申立期間当時は納付書による納付方式であり、手帳による押印検認は行っていなかったとしている。

また、申立人は、遅れながらも保険料を納付しており、集金に来ていたB市職員に勧められ、免除の申請手続を行ってもらったとしているが、同市では、保険料が納付できず未納が続いている者に市職員が保険料の免除申請を勧めることはあり得るものの、継続して納付している者に免除申請を勧めることは考え難く、市職員が免除申請の手続の代行を行うことも考え難いとしている。

さらに、申立人のB市の国民年金被保険者名簿では、任意加入した昭和45年8月25日から49年9月までの保険料は納付済みであるが、申立期間を含む

57年9月から申請免除の記録のある平成2年4月までの期間はすべて未納と記録されている。

加えて、オンライン記録では、申立人が国民年金に任意加入した昭和45年8月の時点で申立人に払い出された国民年金手帳記号番号は、平成9年1月に基礎年金番号となっているが、申立期間直前の昭和57年10月1日から60年10月19日までの厚生年金保険手帳記号番号の記録と平成16年1月15日に統合されている。このため、16年1月までは、申立期間に係る国民年金の記録は、昭和57年9月から申請免除の記録のある平成2年4月までの期間はすべて未納とされており、B市の被保険者名簿の記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から6年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から6年1月まで

私は、勤務していたA国にある会社を平成6年2月に退職し、帰国後国民年金に加入した。7年3月に再びA国へ出国することとなり、国民年金の任意加入の手続を役場で行った。その際、申立期間について、役場の担当者はさかのぼっての加入・納付はできないと主張したが、社会保険事務所(当時)に確認してもらって加入手続を行い、国民年金保険料を約20万円ぐらい納付したのに申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年2月にA国から帰国した際に国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は平成7年3月ごろに払い出されたと推定され、強制加入期間となる6年2月4日にさかのぼって被保険者資格を取得したものと推認される。

また、申立人は、平成7年3月に再度A国へ出国することとなりその際に申立期間の加入手続及び保険料の納付を行ったと主張しているが、海外在住者は国民年金の任意加入者となり、当該時点では、制度上、さかのぼって被保険者資格を取得することはできない。

さらに、平成7年3月に申立人に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の妻は、さかのぼって保険料を約20万円ぐらい納付したとしているところ、オンライン記録により平成5年度のうち平成6年2月及び3月分の保険料は過年度保険料として、6年度(平成6年4月から7年3月分)の保険料は現年度保険料として納付していたことが確認できる上、当該期間の保険料額は15万4,200円で、申立人の妻が一括して納付したとする額と大幅な違いは無いことから、申立期間を含めて納付したとする保険料と納付済

みである5年度のうち6年2月及び3月並びに6年度の保険料とを混同している可能性がうかがえる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 960

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年8月及び同年9月

私は、両親に国民年金への加入を強く勧められたため、平成12年1月ごろにA町役場で国民年金に加入し、昭和57年8月及び同年9月の保険料を納付した。

申立期間の保険料を納付したことを示す領収書等はないが、未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録及び申立人の所持する年金手帳により、平成12年1月27日に国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は未加入期間となり、制度上、納付書が発行されることは無く、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、平成12年1月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとしているが、国民年金保険料は納付時からさかのぼって2年を超える期間については、時効により納付することができない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料をA町役場の窓口で納付したとしているが、過年度保険料は国庫金に当たるため、市町村役場の窓口で納付することはできない。

加えて、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらず、このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年5月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和57年5月から同年10月まで

申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付は自分で行ったと思うが、手続をした日付けまでは覚えていない。申立期間の保険料の納付時期は、昭和61年12月に結婚する前後で、私が夫の社会保険の被扶養者となったころと思う。おそらくA市役所で「国民年金の未払いが何か月かあるので、これがあると年金額が少なくなる。」と言われ、未納となっている期間は払わないといけないと思い、申立期間を含めて当時の記録では納付記録が無かった数か月分の保険料を、さかのぼってその時にまとめて1回で納付したのだと思う。

申立期間について、納付した記録となっていないのは納付できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金手帳を2冊所持しており、このうち1冊の年金手帳には、国民年金の「初めて被保険者となった日」欄には記載は無いが、別の1冊の年金手帳には、「国民年金の記録(1)」の「被保険者となった日」欄に資格取得日は昭和58年5月10日と記載されており、この日付はオンライン記録と一致している。

なお、オンライン記録の国民年金被保険者資格取得日は、厚生年金保険の加入期間が統合されたことにより、同年5月11日に訂正されている。

また、申立人のオンライン記録によると、申立人は、国民年金の資格を強制加入被保険者として昭和58年5月11日に取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料は納付できない期間である上、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情はうかがえない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付時期は、A市役所で昭和61年12月前後であると申し立てているが、仮に、申立期間が国民年金の加入期間であったとしても、当該時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成13年4月から同年7月までの期間、15年5月及び同年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 平成13年4月から同年7月まで
② 平成15年5月
③ 平成15年7月

私は、平成7年4月からの4年間と12年4月からの4年間の2度、学生であった。私が2度目の学生だった期間の国民年金保険料は、支払いが遅れたものの、母が数か月分ごとにまとめて支払ってくれた。また、学生納付特例の制度を利用し、後から支払ってくれた期間もある。

申立期間①、②及び③は、学生だった期間であり、数か月分の保険料を納付していないことは考えられず、申立期間が未納期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間について、申立人は、その母親が国民年金保険料を納付したと主張しているところ、その母親は、保険料をA金融機関の支店で納付したとしていることから、A金融機関に対し、平成14年7月から17年7月までの間において、支店が取り扱った「領収（納付受託）済通知書」（以下「通知書」という。）について照会した結果、申立期間の申立人に係る通知書は確認できなかった。

2 申立期間①について、申立人の母親は、「申立期間当時の保険料の納付方法は、督促状が届いた後、娘に今回限り私が払うと言って未納期間を確認し、約1年分くらいの保険料を数か月分ずつ2回から3回に分けて支払ったと思う。」と説明しているところ、このことは、オンライン記録における平成13年8月から15年3月までの納付済みの記録とおおむね一致していることが確認できることから、同人の説明は、当時、申立人が滞納していた保険料

を過年度納付したものであると考えられる。

また、通知書により、保険料が納付済みとされている平成14年1月から同年6月までの期間の納付書は、15年9月12日に発行されていることが確認できることから、申立人の母親から保険料を納付する意向を受けた社会保険事務所（当時）は、15年9月12日の時点で時効期間が経過していない13年8月から15年3月までの期間の納付書を発行したと推認され、その時点では申立期間①に係る保険料は、時効により納付できない期間であったことがうかがわれる。

- 3 申立期間②及び③については、オンライン記録によると、その前後の平成15年4月及び同年6月の保険料は、それぞれ16年6月2日及び同年7月11日に過年度納付されており、申立人の母親の主張とは異なる納付状況である上、同人は、申立期間②及び③に係る保険料の納付に係る記憶があいまいである。

また、平成15年4月及び同年6月の保険料は、それぞれ申立人が就職して2か月後及び3か月後に納付されているが、このことについて、申立人は、「自分は、そのころは、お金も無かったし、学生時代の保険料は払ったことはない。」と主張しており、申立人も申立期間②及び③に係る保険料を納付した状況はうかがわれない。

- 4 このほか、申立人が申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年7月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

また、昭和46年7月から47年3月までの国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和36年4月から43年7月まで
② 昭和46年7月から47年3月まで

私は、昭和32年7月から43年8月まで共済組合に加入していたが、この間、36年4月から43年7月までの国民年金保険料を納付していたのに、社会保険事務所（当時）に尋ねたところ、当該国民年金保険料は平成12年6月9日に既に還付されているとの回答があったが、私は還付を受けた記憶が全く無いので、記録を訂正してほしい。

また、私が所持する領収証書を確認したところ、昭和46年7月から47年3月までの9か月分の国民年金保険料を重複して納付しているので、還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る特殊台帳（国民年金被保険者台帳）及びA市が保管する国民年金被保険者名簿により、申立期間に係る国民年金保険料を納付したことは確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、平成12年4月に申立人が国民年金及び厚生年金保険の裁定請求をしたことによって、社会保険庁（当時）が申立人に還付すべき国民年金保険料7万9,200円があることを確認し、同年5月15日に還付決議し、同年6月9日に支払通知を作成したことが確認できるとともに、申立人に還付決定された国民年金保険料額は申立期間の保険料額と一致するなど不合理な点は無く、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

また、申立期間①は、申立人が共済組合に加入していた期間であり、国民年金に加入できない期間であることから、保険料が還付されていることに不自然さは無い上、申立人に聴取しても還付金を受け取っていないというほかに還付金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

- 2 申立期間②については、申立人が所持する二枚の領収証書（昭和36年4月から47年3月までの保険料を特例納付した領収証書及び46年7月から47年3月までの保険料を過年度納付した領収証書）における納付期間の記載により、昭和46年7月から47年3月までは、納付期間として重複していることが確認できる。

しかしながら、上記の特例納付した領収証書を見ると、申立人は、第2回特例納付実施期間において10年（120か月）分の保険料（10万8,000円）を一括で納付していることが確認できるところ、当該領収証書に記載されている納付期間は昭和36年4月から47年3月までとなっており、当該期間は11年（132か月）であることから、納付期間に係る記載が誤り（正しくは昭和46年3月まで）であることが確認できる。

また、通常、特例納付は先に経過した期間から納付していくことが基本であり、特例納付された時点（昭和49年7月1日）において未納であった期間のうち、先に納付期限が経過している昭和36年4月から46年3月までの10年（120か月）分の保険料を納付すべきところ、特殊台帳においても、同じ収納記録となっており、申立期間②に係る保険料を特例納付した領収証書で納付したものと認めることはできない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできず、また、申立期間②の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和56年4月から58年9月まで

私は、老後は年金があった方がよいと思ったので、昭和56年10月に、A区役所B支所で国民年金の加入手続を行い、その後は滞ることなく、毎月、国民年金保険料を納付してきた。

ところが、私の国民年金の記録では、昭和56年4月から58年3月までは申請免除期間になっており、同年4月から同年9月までは未納となっているが、申請免除をした覚えも無く、未納となっていることにも納付ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に国民年金の加入手続を行い、国民年金手帳の交付を受けたとしているところ、申立人に係る国民年金手帳記号番号の前後の手帳記号番号の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、53年6月ごろに加入手続を行ったことが推認できる。

また、申立人は保険料を毎月納付していたとしているところ、A区役所が保管している昭和45年度から58年度の年度別納付状況リストによると、申立期間における申立人の保険料の納付方法については「A0」と記載されており、これについて、所轄の年金事務所は、納付書による3か月納付を表すと回答している。

さらに、申立人は、加入手続をしたと推認される時期から申立期間前の昭和56年3月までは保険料が未納であり、当該期間について申立人は保険料を納付する意思が無かったか納付できない状況であったことがうかがえ、その後、申請免除の手続をしたとしても不自然ではない。

加えて、当時の保険料の免除基準は、i) 被保険者又は被保険者の属する世帯の世帯主若しくは被保険者の配偶者の所得につき、所得税法の規定により計

算した前年分の所得税があるときは、当該被保険者の保険料は免除しないこと、
ii) 被保険者、被保険者の属する世帯の世帯主及び被保険者の配偶者のいずれにも、その年度分の市町村民税が賦課されていないときは、当該被保険者の保険料は免除することを原則的な取扱いとし、一人世帯の申立人は、申立期間当時、父親からの仕送りで生活していたと供述していることから、申立人は、所得税及び市町村民税の課税対象となっておらず、申立期間のうち、昭和 56 年 4 月から 58 年 3 月までの期間は申請免除の対象となり得ると考えられる。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年11月から59年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月から59年6月まで

私の国民年金の加入手続は、20歳になった時に母親が行い、保険料は父親の預金口座から、両親及び姉の保険料と一緒に引き落とされていたと母親から聞いていたにもかかわらず、申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった時に、母親が国民年金の加入手続を行ったと主張するが、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の資格取得者の状況から、平成3年12月ごろに払い出されたものと推認される上、申立人の加入手続を行ったとする母親から聴取しても、申立人が海外から戻った同年12月ごろに、申立人と二人で市役所に出向いて、国民年金の手続を行ったことは記憶しているものの、申立期間当時の加入手続の状況は具体的に記憶していない。

また、申立人の国民年金の資格取得日は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成元年8月11日とされていることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料の口座振替に利用していたとする父親の預金口座における昭和57年4月から61年3月までの取引履歴を見ると、3か月ごとに二人分の保険料が引き落とされていることが確認できるが、当該保険料は、オンライン記録上、申立期間を含め国民年金保険料を完納している申立人の両親の保険料と考えるのが自然であり、申立人の保険料が口座振替されていた事実は確認できない。

加えて、申立人が一緒に保険料を口座振替していたとする申立人の姉は、オンライン記録上、昭和57年10月から62年3月までの国民年金加入期間24

か月のうち、ほとんどの期間が未納とされており、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 28 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 30 日まで
私が昭和 28 年 2 月 1 日から 34 年 4 月 29 日まで勤務した A 社での厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は受給した覚えは全く無い。

社会保険庁（当時）の年金記録における私の生年月日が間違っており信憑性が無いように思う。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人名の記録を確認した結果、生年月日は異なるものの、現在、申立人のものとされている記録のほかに申立人の記録は見当たらないことから、当該記録は、申立人の記録と認められるところ、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 34 年 6 月 29 日に支給決定されているほか、申立人の被保険者台帳には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁から当該脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答したことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人は、申立事業所を退職して 1 年後の昭和 35 年 5 月に婚姻している上、公的年金には 20 年以上加入しておらず、申立期間が通算年金制度創設前であることを踏まえると、申立人が脱退手当金を受給したことに不自然さはみられない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 8 月 1 日から 6 年 10 月 1 日まで

私は、昭和 63 年 6 月 1 日から A 社に勤務していた。同社に勤務していた期間のうち、平成 2 年 8 月から 6 年 9 月までの期間について、昇給しているにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与総支給額に比べて低く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているところ、申立人は、申立てに係る保険料控除額及び報酬月額を確認できる資料を所持していない上、申立事業所は既に閉鎖されており、当時の事業主に文書照会を行ったが回答を得ることができず、当時の状況を確認することができないことから、申立期間の報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録を見ても、申立人に係る標準報酬月額の記録が遡^{そきゅう}及して訂正されているなどの不自然な点はみられない。

さらに、申立人は昇給しているにもかかわらず、オンライン記録の標準報酬月額に昇給分が含まれておらず、実際に受け取っていた給与総支給額に比べて低くなっていると申し立てているところ、申立事業所において、申立期間に在籍していた被保険者の標準報酬月額を見ると、申立人と同じように標準報酬月額が変わらない者及び従前の標準報酬月額と 1 等級変動している者が多く見られるが、申立期間中に標準報酬月額が 2 等級以上高くなっている者も見られることから、申立事業所が申立人の標準報酬月額を意図的に低く届け出たことをうかがわせる事情は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月から22年10月まで

私は、海員養成所で同級生二人と3か月勉強した後の昭和19年4月ごろ、A社のB丸で当該同級生の一人と一緒に船員として働き始め、22年10月ごろまで働いていたが、船員保険の記録が全く無いのはおかしい。

B丸に乗船して間もない昭和19年4月か同年5月ごろ、C港を出港した直後にC地区が空襲に遭って市内が燃えているのを見たので、当時、B丸で働いていたことは間違いない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が乗船し、働いていたとするB丸は、船員保険の被保険者名簿及び運輸局の船籍原簿に記録があり、申立人が主張する船舶所有者氏名（A社。ただし、船籍原簿においてはD社と記載）、船名が一致していること、また、申立人の勤務実態の説明が具体的であることから、申立人が当該船舶で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、旧船員保険法（昭和14年法律第73号）第17条により、被保険者は「船員法第1条ニ規定スル」船員とされているところ、旧船員法（昭和12年法律第79号）第4条により、船員について、「15歳未満ノ者ハ船員トシテ之ヲ使用スルコトヲ得ズ」と規定されていることから、申立人は、申立期間の始期（昭和19年4月から20年3月まで）は15歳未満であり、勤務していたとしても船員扱いでなかった可能性がうかがえる上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿において被保険者資格を取得している者は、いずれも資格取得時点で、16歳以上であることが確認できる。

また、E消防史の記録によると、C地区の空襲は、昭和20年5月*日に空襲が始まり、市中央部及び市内がほとんど焼失したのは同年7月とされてい

ることから、申立人がB丸で勤務し始めたのは、同年4月ごろと推認できる。

さらに、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿には、申立人及び一緒に勤務したとする同級生の氏名は無く、船員保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人、一緒に勤務していたとする同級生及び海員養成所で一緒であった同級生について、申立期間における船員保険の記録は確認できない。

加えて、A社におけるB丸ほか2隻の船舶の船員保険被保険者名簿を見ても、連絡先が分かる同僚は確認できない上、閉鎖登記簿謄本を見ても、D社における申立期間当時の役員の連絡先は分からず、当時の状況を確認することはできない。

このほかに、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 6 日から 47 年 3 月 19 日まで

私は、昭和 44 年 10 月 6 日に A 郡 B 町にあった C 事業所に就職し 47 年 3 月 19 日まで勤務していた。

昭和 40 年当時は社会保険に加入するのは国民の義務だと思っており、当該事業所においても厚生年金保険に加入し、保険料も控除されていたと思うが、社会保険庁（当時）の記録では、未加入となっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

同僚 3 人の回答により、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、当該同僚 3 人は、「申立人は、正社員ではなかった。」と回答しており、このうち 1 人は、「申立人は、厚生年金保険に加入していなかった。申立人は、D 部署にいたが、D 部署は、指導者のみが正社員で、他の従業員は、給与は出来高払いで出勤日数も定めておらず、厚生年金保険の加入は本人の希望によっていたが、出勤日数が加入要件に満たない者や給与の手取りが多い方を選ぶ者が多く、厚生年金保険に加入していた者は少なかった。」と回答している。

また、申立事業所の申立期間における従業員数について、前述の同僚は「E 部署が約 5 人、D 部署は約 15 人前後はいた。」と回答しているところ、オンライン記録による申立事業所の被保険者のうち、D 部署の者は 8 人であることが確認できることから、同事業所では申立期間当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所が保管する申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険

者資格取得届の控えの中に申立人の名前は無く、健康保険被保険者証の番号等はオンライン記録と一致している上、欠番は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年8月27日まで

私は、昭和19年4月からA社に勤務しており、20年8月の終戦後そのまま退職することになった。

同社の厚生年金保険加入記録を確認したところ、脱退手当金を受け取ったことになっているが、私は終戦後、会社に行った記憶も無く、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間（10 か月）の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年6か月後の昭和22年3月19日に支給決定されているが、19年10月の厚生年金保険法改正により、被保険者期間が6か月以上3年未満の者が業務外の事由により死亡したとき、その他命令をもって定める場合（戦争終結による事業所の廃止、休止又は縮小により被保険者がその資格を喪失したとき）に、脱退手当金を支給することとされているところ、申立人の被保険者期間や退職理由は、これらの要件に合致する上、脱退手当金は、資格喪失後1年経過後に請求できることとされていたことから、当該支給決定時期に不自然さはみられない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳により、脱退手当金が支給された記録が確認できるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはいくつかある。

さらに、申立事業所が保管している厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の横の欄に「脱退」と記載されていることが確認できるとともに、同名簿に記載されている申立人以外の者で同様に「脱退」の記載がある6人についても、全員が申立人と同じく昭和20年8月27日に被保険者資格を喪失し、22年3月19日に脱退手当金が支給決定されている記録が確認できることを踏まえると、事業主が代理請求した可能性がうかがえる。

加えて、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 43 年 11 月まで

私は、昭和 36 年 4 月から 43 年 11 月までの間、A 都道府県にあった B 事業所に入社し、正社員として働いていたにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険の記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において申立事業所に正社員として継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が記憶する所在地に申立ての事業所名と類似する株式会社 B が存在していたことが商業登記簿により確認できるが、同社は厚生年金保険の適用事業所としては見当たらない上、昭和 47 年 4 月 15 日に解散しており、当時の事業主及び役員等の所在が不明のため、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について、確認することができない。

また、申立人は、申立事業所の事業主や同僚の名前を覚えていない上、申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたか否かは覚えていないとしており、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていた事実を確認できない。

さらに、申立ての事業所名と類似する A 都道府県内の事業所（B 株式会社）に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立期間において同社で厚生年金保険の加入記録がある 10 人に照会したが、回答があった 9 人は申立人を知らないとしている。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たら

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年3月31日から34年9月30日まで

私は、A社の現場代理人として、昭和32年3月末から約1年間、B県でC社の下請工事現場に、その後、D県でE社の下請工事現場に赴任し、長男が誕生した34年*月ごろから約半年間は、F県内の工事現場で働いていた。

申立期間において、A社の正社員として上記の工事現場に勤務し、健康保険証ももらっていた記憶があるにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において、申立事業所が請け負った工事現場に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、申立事業所に勤務していた同僚は、「申立人は、申立事業所の下請現場で作業員の世話焼きとして勤務していたはずであるが、正社員ではなく、厚生年金保険にはおそらく加入していなかったのではないか。」としている上、B県内の建設現場で申立人と一緒に勤務したとする別の同僚は、「自分自身の厚生年金保険の記録は、本社所属の期間はあるが、現場で勤務していた期間の記録は無い。」としていることから、申立事業所では、当時、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立期間における健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない上、申立事業所では、当時の資料が残っていないことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険の適用状況は確認できないとしている。

さらに、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和23年11月1日から26年12月31日まで

私は、A所有のB丸に昭和21年11月から26年12月まで乗船したが、社会保険庁(当時)の記録では、同人が所有するC丸を23年11月に下船した後、D所有のE丸に乗船し、24年4月からは同丸の船主となっている。

しかし、私がC丸に乗船したのは、昭和21年9月に2週間程度で、また、E丸に乗船したのは、20年8月から21年9月であり、時期が相違している上、当時は終戦直後で、私は20歳代であったことから、船舶を所有するような身分ではなく、E丸の船主となっている記録は誤りである。

申立期間について、B丸での船員保険の記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、B丸に乗船していたと申し立てているが、船員保険の適用事業所として「B丸」という名称の事業所は見当たらない上、申立人が同船舶に乗船していたと記憶する同僚5人についても、同船舶に係る船員保険の加入記録が無い。

また、B丸の所有者及び申立人が一緒に勤務していたとする同僚は、死亡又は所在不明のため事情を聴取することができず、申立人が当該船舶に乗船していたことを確認することができない上、ほかに申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

さらに、申立船舶の船籍港を管轄する海事事務所の船舶原簿及び法務局の船舶登記簿には、申立てに係る船名及び船舶所有者名が一致する船舶は見当たらない。

なお、船員保険被保険者台帳及び船員保険被保険者名簿によれば、申立人

は、申立期間の一部について、申立事業所とは別の事業所（A所有のC丸及びD所有のE丸）において、船員保険に加入していたことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 1 月 1 日から 16 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 51 年から平成 18 年 9 月まで A 社に勤務していたが、同年 9 月に腰を痛み、傷病手当金の請求をしたところ、標準報酬月額が非常に低いことに気づき、社会保険事務所（当時）で被保険者記録を照会してみると、11 年から 18 年までの標準報酬月額が私の持っている給与明細書の支給額に係る標準報酬月額よりも低額になっていた。時効となっていなかった平成 16 年 9 月から 18 年 8 月までの 2 年間は会社に訂正してもらったが、時効で訂正できなかった期間は、第三者委員会に申立てが可能であると社会保険事務所で聞いたので、正当な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額が給与支給額に比べて低額となっていると主張しているところ、申立人が提出した給与明細書により、申立期間に係る給与支給額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額を上回ることが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるところ、オンライン記録の標準報酬月額は、当該給与明細書及び申立事業所が提出した賃金台帳により事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額を上回っていることが確認できる。

また、申立事業所から提出された平成 10 年から 16 年までの健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書により、事業主が申立期間についてオンライン記録どおりの標準報酬月額を社会保険事務所に届け出たことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から52年12月まで

私の夫は、昭和48年1月から52年12月までA事業所に勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていたが、その期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人が申立期間において申立事業所で勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての記録は無く、同事業所の所在地を管轄する法務局には商業登記の記録も無い。

また、申立人の妻によれば、申立事業所の事業主及びその妻は既に死亡し、申立人も既に死亡している上、申立人の妻は申立人の同僚を記憶していないことから、関係者から申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況を聴取することができない。

さらに、申立人の妻が主張するとおり、申立人が厚生年金保険に加入していたとすれば、申立人の妻は国民年金の任意加入被保険者となるどころ、同人は、申立期間当時、国民年金の強制加入被保険者となっている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 1573

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月から同年 9 月まで

私は、昭和 51 年 3 月末に、A 社を退職し、すぐに B 社に勤務し、厚生年金保険料を給料から控除されていたが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は申立期間において、申立事業所に継続して勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたと申し立てている。

しかしながら、申立事業所における申立人の雇用保険の加入記録は、厚生年金保険の記録と一致している上、申立事務所において昭和 51 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は自分より後に申立事業所に入社した。」としていることから、申立人の申立期間における勤務実態は確認できない。

また、申立事業所の社会保険及び雇用保険に関する手続を行っていた C 社は、「申立期間当時は、入社直後に厚生年金保険の手続を行っており、空白期間が生じることは考え難く、申立人の雇用保険の加入が昭和 51 年 10 月 1 日となっていることからすると、雇用保険の加入と同時に厚生年金保険に加入したものと考えられる。」としている。

さらに、申立人が申立事業所に同時期に入社したと記憶する同僚は、昭和 51 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、別の同僚 10 人に照会した結果、全員が自身の勤務期間と厚生年金保険の記録とは一致していると回答していることから、申立人が申立期間当時、申立事業所に勤務し、厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認

できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。